

リトアニア 意匠法

2008年7月1日法律No. IX-1659により改正された2002年11月7日法律No. IX-1181

目次

第I章 総則

- 第1条 法の目的
- 第2条 法の主な定義
- 第3条 適用の範囲

第II章 意匠の保護

- 第4条 保護の要件
- 第5条 新規性
- 第6条 独自性
- 第7条 物品の構成部品の新規性及び独自性
- 第8条 開示
- 第9条 意匠登録拒絶又は登録無効の理由
- 第10条 意匠登録の無効の他の理由
- 第11条 優先権
- 第12条 意匠権を受けることができる者
- 第13条 職務意匠
- 第14条 意匠創作者の著作者人格権
- 第15条 意匠に関する情報

第III章 意匠の登録

- 第16条 出願
- 第17条 出願日
- 第18条 出願審査
- 第19条 意匠審査
- 第20条 審判請求
- 第21条 意匠の登録
- 第22条 出願の取下及び分離
- 第23条 意匠登録の異議申立
- 第24条 国家特許庁における審判請求及び異議申立の審理の手続
- 第25条 意匠登録証
- 第26条 リトアニア共和国意匠登録簿
- 第27条 リトアニア共和国意匠登録簿の詳細事項
- 第28条 出願ファイルの閲覧
- 第29条 出願及びリトアニア共和国意匠登録簿における変更の記録
- 第30条 登録簿からの意匠の削除
- 第31条 国家特許庁に提出する書類の要件

第 32 条 期限

第 33 条 手数料

第 III-1 章 意匠の国際登録

第 33-1 条 意匠の国際登録の有効性

第 33-2 条 意匠の国際登録の無効

第 33-3 条 国際出願

第 33-4 条 意匠の国際登録に適用される特別規定

第 IV 章 意匠登録の期間

第 34 条 意匠登録の期間

第 35 条 意匠登録の更新

第 V 章 意匠登録により付与される権利

第 36 条 意匠所有者の権利

第 37 条 意匠権によって付与される権利の制限

第 38 条 先使用の権利

第 39 条 権利の消尽

第 VI 章 意匠に関する移転，ライセンス許諾及び対物的権利

第 40 条 出願された意匠又は登録された意匠に関する権利の移転

第 41 条 ライセンス許諾

第 42 条 対物的権利

第 VII 章 意匠登録の無効

第 43 条 意匠登録の無効

第 44 条 意匠登録の無効宣言を請求することができる者

第 45 条 意匠例の一部に関してのみの登録拒絶又は登録無効に関する決定

第 VIII 章 紛争解決，権利の行使

第 46 条 意匠に関する紛争の管轄権を有する機関

第 47 条 権利の行使

第 47-1 条 情報の権利

第 47-2 条 証拠

第 47-3 条 証拠保全のための暫定措置及び措置

第 47-4 条 矯正措置

第 48 条 実質的損害の回収

第 48-1 条 司法決定の公表

第 49 条 税関監督措置の適用

第 IX 章 最終規定

第 50 条 経過規定

第 51 条 政府への提議

第 51-1 条 共同体意匠に関する規則の適用

第 52 条 法の施行

第 I 章 総則

第 1 条 法の目的

1. 本法は、リトアニア共和国における工業意匠(以下「意匠」という)の法的保護、登録及び使用、並びにリトアニア共和国の意匠登録簿の維持の手続を規定する。
2. 本法の規定は、本法の付属書にいう欧州連合の法令を遵守している。

第 2 条 法の主な定義

1. 「意匠」とは、製品自体及び／又はその装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は材料から生じる製品の全体又は一部の外観をいう。
2. 「製品」とは、工業的又は手工業的な品目をいい、複合物品に組み合わせることを意図される部品、包装、外装、図形的表象及び印刷書体を含む。ただし、コンピュータ・プログラムを除く。
3. 「複合製品」とは、製品であって、解体及び再組立を可能とするように代替可能な構成部品からなるものをいう(品目の集合体、構成物)。
4. 「人(者)」とは、自然人又は法人をいう。
5. 「出願書類」とは、出願人が自己の意匠の登録を受けるために、本法の所定の手続に従って、リトアニア共和国の国家特許庁(以下「国家特許庁」という)に提出すべき書類一式をいう。
6. 「意匠創作者」とは、意匠を創作した自然人(創作者)をいう。
7. 「出願人」とは、意匠の登録出願をその名義人となって行った者又は一群の者をいう。
8. 「特許弁護士」とは、その名称が、リトアニア共和国政府によって承認された特許弁護士法に定められた手続に従って、リトアニア共和国特許弁護士登録簿に掲載されている自然人をいう。
9. 「意匠所有者」とは、本法に規定された方法によりリトアニア共和国において登録されている意匠の所有者をいう。
10. 「ライセンス」とは、意匠所有者(実施許諾者)の、他人(実施権者)によるライセンス契約の条件に基づく登録意匠の使用についての同意をいう。
11. 「サブライセンス」とは、実施権者の、他人によるサブライセンス契約の条件に基づく意匠の使用についての同意をいう。
12. 「国際博覧会」とは、1928年11月22日にパリで採択され、最新の改正が1972年11月30日にされた国際博覧会に関する条約による公式又は公認の国際博覧会をいう。
13. 「意匠の国際登録」とは、1999年7月2日にジュネーヴで採択された、工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーヴアクト(以下「ジュネーヴアクト」という)に基づく世界的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)の国際登録簿における意匠の登録をいう。
14. 「国際出願」とは、ジュネーヴアクト並びにヘーグ協定の1999年アクト、1960年アクト及び1934年アクト(以下「ヘーグ協定」という)に基づく共通規則の要件を遵守して、これらのアクトに定める手続に従ってなされる国際登録出願をいう。
15. 「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約(全ての有効な補足及び改正を含む)をいう。

16. 「ロカルノ分類」とは、工業意匠の国際分類を制定する 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定(全ての有効な補足及び改正を含む)に基づく工業意匠の国際分類をいう。
17. 「規則」とは、国家特許庁の長官によって承認された意匠登録規則をいう。
18. 「共同体意匠」とは、共同体意匠に関する規則に従って登録が出願され又は登録されている意匠をいう。
19. 「共同体意匠規則」とは、共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 (EC)No. 6/2002 をいう。

第 3 条 適用の範囲

1. 本法は、本法に規定する方法で国家特許庁に出願して登録を受けようとする又は登録を受けた全ての意匠に適用される。
2. 国際登録の対象となり、リトアニア共和国において有効である意匠は、ジュネーヴアクトに基づいて保護される。

第II章 意匠の保護

第4条 保護の要件

1. 法的保護は、リトアニア共和国の意匠登録簿に登録された意匠に付与される。ただし、国際条約に別段の定めがある場合はこの限りでない。
2. 意匠は、新規であって独自性を有する範囲において、本法に規定する方法によって登録され、保護される。
3. 本法に基づいて登録された意匠は、著作権法に基づく保護を受ける資格も有する。ただし、意匠が何らかの物的な形に固定されている場合に限る。

第5条 新規性

1. 意匠は、同一の意匠が出願日前に又は優先権が主張されている場合は優先日前に、公衆に利用可能とされていない場合は、新規とみなされる。
2. 意匠は、その特徴が重要でない詳細においてのみ異なる場合は、同一とみなされる。

第6条 独自性

1. 意匠は、それが知識のある利用者を与える全体的印象が、登録出願日前に又は優先権が主張されている場合は優先日前に、公衆に利用可能とされた意匠が当該利用者を与える全体的印象と異なる場合は、独自性を有するとみなされる。
2. 独自性を評価する際に、意匠の開発における意匠創作者の自由の度合いが考慮される。

第7条 物品の構成部品の新規性及び独自性

1. 複合物品の構成部品の意匠は、次の場合に限り、新規であり独自性を有するとみなされる。
 - (1) 構成部品が、複合物品に一体化された上で、その複合物品の通常的使用中に、引き続き目で見ることができるとき、かつ
 - (2) その構成部品の目に見える特徴が、これら自体で、新規性及び独自性についての要件を満たす範囲での場合
2. 1. (1)の意味の範囲内の通常の使用とは、利用者による使用を意味するが、維持管理、点検業務又は修理は除く。

第8条 開示

1. 次の場合は、意匠は、公衆に利用可能とされたものとみなされる。
 - (1) 意匠が、登録後に、国家特許庁の公報若しくは他の刊行物に公告された、又は展示された場合
 - (2) 意匠が、取引に使用された、又は他に開示された場合
2. 保護が主張される意匠は、次の場合は、公衆に利用可能とされたものとみなされない。
 - (1) 意匠が、1.に規定する状況下で、出願日前に又は優先権が主張されている場合は優先日前に、通常の取引業務において、欧州共同体内で営業する関係分野における専門業界に知らされていない場合
 - (2) 意匠が、明示又は黙示の守秘条件に基づいて第三者に開示された場合
3. 保護が主張される意匠は、これに関する情報が出願日前の又は優先権が主張されている場

合は優先日前の12月の間に流布した場合であって、情報が、

- (1) 意匠創作者により、その権原承継人により又は意匠創作者若しくはその権原承継人によって提供された情報若しくはされた行為の結果として他人により、
- (2) 意匠創作者又はその権原承継人の権利の他人の行為による濫用の結果として、流布した場合は、公衆に利用可能とされたものとみなされない。

第9条 意匠登録拒絶又は登録無効の理由

意匠は、次の場合は、登録を拒絶され、又は意匠が登録されている場合は、登録の無効を宣言される。

- (1) 物品の外観が、第2条1.の意味内の意匠とみなされない場合
- (2) 意匠、その使用又は公衆に利用可能とすることが、公序良俗に反する場合
- (3) 意匠が、リトアニア共和国の公式の又は伝統的な(省略された)国名、紋章、旗章その他の国章類、又はこれらを模倣する標章、更には保証の標識及び表彰の刻印、印章、勲章又はバッジをその一部とする場合。ただし、意匠におけるこれらの使用の許可が、リトアニア共和国政府により授権された機関によって定められた手続に従って発せられている場合はこの限りでない。
- (4) 意匠が、他国又は国際機関の紋章、旗章その他の公式の記章をその一部とするものであって、これらの使用がパリ条約第6条の3に従って当該国又は国際機関の管轄当局によって許可されていない場合

第10条 意匠登録の無効の他の理由

1. 意匠登録は、次の場合は、無効を宣言される。

- (1) 意匠が、第4条から第8条までの要件を満たさない場合
- (2) 意匠が、その権原を有していない者の名義で登録されている場合
- (3) 先の意匠と同一であり、先の意匠が登録又は登録出願され、出願日後に又は優先権が主張されている場合は優先日後に、公衆に利用可能とされている場合
- (4) 意匠の構成要素が、登録又は登録出願されている先の意匠である場合
- (5) 所有者が他人である法人の名称である商標が、当該人の承諾を得ずに意匠の一部とされている場合
- (6) 意匠が、創作者又はその権原承継人の許可を得ずに、著作権法に基づいて保護されている作品の使用を構成する場合
- (7) 物品の外観の特徴が、技術的機能によってのみ決定される場合
- (8) 物品の外観の特徴が、意匠を組み込んでいるか又は適用している物品を、機械的に他の物品に連結するか又は他の物品の内部、周辺若しくはこれに接して配置し、当該製造物品がその機能を果たすことができるようにするために、正確な形状及び寸法の物品を再生産する必要性によってのみ決定される場合

2. 1.(3)及び(4)の適用上、「先の意匠」とは、次を意味する。

- (1) リトアニア共和国における登録出願日が1.に規定する意匠の登録出願日より先のものである意匠。これには、該当する場合は、当該意匠に関して付与又は主張されている優先権を考慮する。
- (2) リトアニア共和国に関するジュネーヴアクトに基づく登録日が、1.に規定する意匠の登

録出願日より先のもの又は優先権が主張されている場合は優先日より先のものである意匠
(3) 共同体意匠に関する規則に基づく出願日が、1.にいう意匠の登録出願日より先のもの又は優先権が主張されている場合は優先日より先のものである共同体意匠
3. 1.(8)の規定は、意匠が、互換可能な物品の複数の組合せ又は連結を可能にする目的に適う意匠に内在するものである場合は、適用されない。

第11条 優先権

1. 出願には、パリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国において同一の意匠の登録を受けるためになされた1又は2以上の最初の出願を基礎とする優先権付与の請求を含めることができる。これは、出願人又はその権原承継人が最初の出願日から6月の期間内に国家特許庁に出願する場合に限られる。
2. 出願には、意匠が国際博覧会に最初に展示された日の優先権付与の請求を含めることができる。これは、出願が博覧会における意匠の最初の展示日から6月の期間内に国家特許庁になされる場合に限られる。
3. 1.及び2.の規定の恩恵を受けようとする出願人は、最初の出願の認証謄本又はその意匠が最初に展示された国際博覧会の主催者により交付された証明書を国家特許庁に提出しなければならない。これらの書類は、他の出願書類と共に、又は出願日から3月以内に提出することができる。
4. 3.に基づく要件が満たされていないことが国家特許庁により判明した場合は、1.又は2.にいう請求はなされなかったものとみなされる。

第12条 意匠権を受けることができる者

1. 意匠創作者は、創作者人格権及び自己の名義で意匠を登録する権利に関する権原を有する。意匠を登録する権利は、権原承継人に相続させ又は第三者に移転することができる。
2. 意匠が登録された名義人は、排他的意匠権を有する。
3. 排他的意匠権は、次の者が所有する。
 - (1) 意匠創作者。ただし、当該権利が移転されていない場合に限る。
 - (2) 権原承継人。ただし、当該権利が当該人に遺贈され又は移転されている場合に限る。
 - (3) 意匠が職務意匠である場合の従業者又は依頼人。ただし、契約に別段の定めがある場合を除く。
4. 3.に基づく意匠権を受ける権原を有していない者が自己の名義で意匠の登録出願をするか又は当該意匠を登録する場合は、意匠創作者又はその権原承継人は、自己の名義でその意匠登録出願又は意匠自体が登録されることを請求する権利を有する。
5. 2以上の者が、意匠を共同で開発した場合は、これらの者は共同創作者とみなされ、意匠に関する権利は、別段の合意がある場合を除き、これらの者が共有する。意匠の開発において物質的、技術的又は組織的な援助のみを提供した者は、意匠創作者とはみなされない。
6. 2以上の意匠創作者が、互いに独立して同一の意匠を開発した場合は、意匠に関する権利は、国家特許庁に最初に出願した意匠創作者に、又は当該意匠に対する先の優先権を有する者が出願を後に取り下げ若しくは取り下げたとみなされていない場合は、その先の優先権を有する者に帰属する。

第13条 職務意匠

1. 意匠は、次の条件の少なくとも1に基づいて開発された場合は、職務意匠とみなされる。
 - (1) 意匠の開発を規定する雇用契約の実施中において
 - (2) 設計、建設、学術研究又は技術の創造における契約に基づく具体的な指示(命令)に従って
 - (3) 企業、機関若しくは組織により蓄積された経験、又はその技術及び設備の利用をして
2. 職務意匠を開発した従業者は、書面で使用者に直ちに伝えなければならない。出願するまでは、使用者と従業者は意匠を開示してはならない。
3. 使用者の名義で意匠を登録したときは、使用者は、意匠創作者に報酬を支払わなければならない。当該報酬の金額は、意匠の経済的価値及び当該意匠の実施から使用者が得る利益によって定める。報酬及びその支払の条件は、使用者と意匠創作者が署名した報酬契約で決定する。その契約は、意匠登録証の交付後6月以内に、又は意匠の使用開始が意匠登録証の交付より前である場合は、意匠の使用開始後1年以内に締結する。使用者が契約の要件を満たさないか又は当該契約を前記の期限内に締結しない場合は、意匠創作者は、職務意匠の意匠所有者としての認定を得るために裁判所へ提訴することができる。
4. 雇用契約が意匠の開発を定める場合は、報酬の支払に関する3の規定は適用されない。
5. 報酬に関して当事者間に合意がない場合は、報酬額は裁判所が定める。
6. 職務意匠に関する使用者と従業者の権利と義務は、報酬の支払を除き、意匠登録が無効を宣言されたとき又は雇用関係の終結後1年で満了する。
7. 意匠が、学術研究、設計、建設その他の創造的活動に関係する事業を行う企業、機関又は組織において開発され、これが当該事業を財政的に支援する依頼人との契約に従うものである場合は、意匠に関する排他権は当該契約において定める。依頼人が意匠に関する権利を取り下げるか又は当該権利を行使する意思について4月以内に意匠創作者に知らせない場合は、意匠に関する権利は、意匠創作者に移転される。

第14条 意匠創作者の著作者人格権

1. 意匠創作者又は(2以上の者が共同で意匠を開発した場合は)複数の意匠創作者の名称は、意匠の出願及び登録証に表示しなければならない。
2. 国家特許庁は、意匠登録に関する詳細事項の公告において、意匠創作者の名称を掲載しなければならない。
3. 意匠創作者は、自己の名称を公開しないことを請求する権利を有し、その旨の請求は、国家特許庁に提出しなければならない。国家特許庁は、その請求に応じなければならない。
4. 意匠は、意匠創作者の承諾を得ずに変更することはできない。ただし、契約に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第15条 意匠に関する情報

販売活動のために意匠を使用する第三者は、商品に、その包装に又はその他の態様でマーキングするときは、意匠所有者の請求により、意匠が登録されていること又は登録出願されていること及び登録又は出願の番号を直ちに表示しなければならない。

第 III 章 意匠の登録

第 16 条 出願

1. 意匠の登録を望む出願人は、国家特許庁に出願しなければならない。職務意匠の登録出願は、使用者又は依頼人の名義で国家特許庁に出願しなければならない。
2. 出願人の代理人も出願することができる。リトアニア共和国又は他の欧州連合 (EU) 加盟国の永住者でない外国の自然人及びリトアニア共和国に登録した支社若しくは代理店、又は他の欧州連合加盟国に登録された事務所、支社若しくは代理店を有していない外国法人は、リトアニア共和国特許弁護士登録簿に名称を掲載したリトアニア共和国の特許弁護士を通じて、国家特許庁へ出願し、かつ、国家特許庁における意匠登録に関する全ての手続(審判部への申立を含む)をしなければならない。
3. 1 の出願は、2 以上 100 以下の製品意匠例の登録を請求することができる。装飾品を除き、ある製品について登録を請求する意匠例は、ロカルノ分類の同一の類に属さなければならない。
4. 意匠登録の出願書類は、次のものから構成される。
 - (1) 出願人又はその代理人が署名した意匠登録及び意匠登録証交付の願書
 - (2) 意匠の写真又は図形表示
 - (3) 出願の所定の手数料納付を証明する書類
 - (4) 意匠の説明
 - (5) (出願が委任された者によりなされる場合)は受任者に与えた委任状
 - (6) 意匠創作者であることに関する宣言
 - (7) 意匠権の移転を確認する書類(該当する場合)
 - (8) 優先権付与の請求書(該当する場合)
 - (9) 第 9 条(3)又は(4)に基づいて管轄当局により付与された許可(該当する場合)
 - (10) 第 10 条 1. (5)又は(6)に従った意匠所有者の承諾(該当する場合)
 - (11) 意匠の早期公開日に関する請求(該当する場合)
 - (12) 意匠の公開の延期を求める請求(該当する場合)
5. 意匠登録及び意匠登録証交付の願書は、次のものを含まなければならない。
 - (1) 規則に定める、出願人及びその代理人を特定する情報
 - (2) 製品の名称
 - (3) ロカルノ分類の類及び下位分類
 - (4) 規則に定める、意匠創作者を特定する情報
 - (5) 優先権への言及(該当する場合)
6. 2 以上の意匠例の登録を出願する場合は、各追加例について所定の追加手数料を納付しなければならない。

第 17 条 出願日

1. 第 16 条 4. (1) から (3) までに列挙された全ての書類の国家特許庁による受領日が、出願日とみなされる。
2. 第 16 条 4. (1) から (3) までに列挙された書類の少なくとも 1 が提出されない場合は、出願に対して出願日は付与されず、出願書類は、当該出願の不受理の理由を付して出願人に返却

される。

3. 出願人は、出願日より又は優先権が主張されている場合は優先日より、意匠の先順位の権利を取得する。当該日から意匠登録証の交付までの間、仮の法的保護が意匠に与えられ、その間、第 36 条に規定する権利の侵害の虞があることについて他人に警告して、主張することができる。

4. 出願人が出願を取り下げた若しくは意匠が登録されなかった、又は意匠が意匠所有者の請求により登録簿から削除された、又は登録が他人により異議申立された場合は、3. に規定する仮の法的保護は意匠に与えられていなかったものとみなされる。

第 18 条 出願審査

1. 国家特許庁は、出願書類の方式審査を出願の受領後 1 月以内に行う。これには、第 16 条 4. (1) から (3) までに規定する書類が提出されているか否か及びこれら書類が方式要件を遵守しているか否かを点検する。

2. 国家特許庁は、提出されたものを出願と認め、第 16 条 4. (1) から (3) までに規定する書類が提出されており、かつ、全ての方式要件が遵守されている場合に限り、出願日及び出願番号を付与する。

3. 国家特許庁は 2. に規定する手続を行った上で、付与された出願日及び出願番号を表示した出願受理の通知書を出願人又はその代理人に交付する。

4. 国家特許庁は、出願に出願日を付与した上で、第 16 条 4. に規定する全ての書類が提出されているか否か、これら書類が本法及び規則を遵守しているか否かを点検する。

5. 国家特許庁は、第 16 条 4. に規定する全ての書類が提出されていないこと又は書類が本法及び規則の要件を遵守していないことを確認したときは、その旨を書面で出願人又はその代理人に通知し、不備を指摘して何れの不備を是正しなければならないかを指摘する。通知の送達後 3 月以内に出願の不備が是正されないか又は欠落している書類が提出されない場合は、国家特許庁は、出願がされなかったものと認め、その旨を書面で出願人又はその代理人に通知する。

6. 出願に出願日を付与しているときは、出願人が請求書を提出して所定の手数料納付の確認書を提出する場合に、出願の認証謄本を交付する。

第 19 条 意匠審査

1. 国家特許庁は、出願の審査をした上で、第 9 条にいう意匠登録の拒絶理由の有無を確認する目的で意匠の審査を行う。

2. 国家特許庁は、第 9 条に基づいて意匠を登録することができない場合は、意匠登録の拒絶の決定をする。その決定は意匠登録の拒絶の根拠と理由を表示しなければならない。当該決定は、その採択から 10 暦日(以下「日」という)以内に出願人又はその代理人に送達しなければならない。

3. 出願人又はその代理人は、登録拒絶決定の送達日後 3 月以内に国家特許庁へ再審査の請求を書面で行う権利を有する。

4. 国家特許庁は、再審査の請求を受領し出願人が提出した意見を審査した上で、再審査を行い、次の決定の 1 を採択する。

(1) 先の決定を無効と宣言し、意匠を登録する。

- (2) 意匠登録拒絶の決定を有効に存続させる。
5. 国家特許庁は、4. に従って採択した決定をその採択日後 10 日以内に出願人又はその代理人に送達する。
6. 国家特許庁は、意匠がロカルノ分類の分類が間違っているか又は分類が表示されていないことを確認したときは、意匠を適切に分類するか又は適切な分類を指定し、書面でその旨を出願人又はその代理人に通知する。

第 20 条 審判請求

1. 出願人又はその代理人は、意匠登録を拒絶する国家特許庁の決定に異論があるときは、決定の送達日後 3 月以内に国家特許庁審判部(以下「審判部」という)に、審査結果の再審理を求める裏付のある請求書及び所定の手数料の納付を証明する書類を添えて、書面で審判請求をする権利を有する。
2. 審判部は、審判請求の審理後、次の決定の 1 を採択する。
- (1) 審判請求を認め、意匠の例の全部又は一部について意匠を登録する決定をする。
- (2) 審判請求を却下し、意匠登録拒絶の決定を維持する。
3. 出願人又はその代理人は、審判部の決定に異論を申し立てる場合は、その決定の採択日後 6 月以内にピリニウス地方裁判所にその決定に対して上訴する権利を有する。

第 21 条 意匠の登録

1. 第 9 条にいう意匠登録の拒絶の理由がないことを確認した上で、又は第 20 条に定める手続に従って審判請求が認められたときは、国家特許庁は、意匠登録を決定し、決定日後 10 日以内にその決定並びに意匠の登録、公告及び登録証交付のための所定の手数料納付の指示を出願人又はその代理人に送達する。
2. 出願人又はその代理人が所定の手数料の納付を証明する書類を提出した後、意匠は、リトアニア共和国意匠登録簿に記入される。当該登録簿への意匠の記入についての情報は、国家特許庁の公報に公告される。
3. 意匠は、出願日の 6 月以後に登録され、かつ、公告されるが、出願人又はその代理人の請求により、その期間の満了前に意匠を登録し公告することができる。
4. 出願人又はその代理人による請求があったときは、リトアニア共和国意匠登録簿への意匠登録に関する情報の国家特許庁公報における公告は、出願日から又は優先権主張がある場合は優先日から 30 月を上限とする期間につき延期することができる。

第 22 条 出願の取下及び分離

1. 出願人又はその代理人が意匠の登録決定の送達日後 3 月以内に所定の手数料の納付を怠る場合は、出願は、国家特許庁の決定により取り下げられたものとみなす。
2. 国家特許庁は、出願が取り下げられたものとみなす決定の採択後 10 日以内に、その決定を出願人又はその代理人に送達する。
3. 出願人又はその代理人は、出願又は意匠の審査の何れの段階においても出願を取り下げるか又は出願に含まれる意匠例の数を減らす権利を有する。
4. 出願人又はその代理人は、2 以上の意匠例を含む出願の審査又は意匠の審査の何れの段階においても意匠例を複数の独立した出願に分離する請求を提出する権利を有する。最初の出

願の出願日は各独立出願の出願日として決定され、また、優先権が主張され若しくは付与されている場合は、最初の出願の優先日が各独立出願の出願日として決定される。

5. 各独立出願については、新たな出願として手数料を納付しなければならない。

第 23 条 意匠登録の異議申立

1. 第 44 条に規定する者は、国家特許庁の公報における登録意匠の公告後 3 月の期間内に、第 9 条及び(又は)第 10 条の理由に基づいて、正当な裏付のある異議申立書を審判部に提出することにより、意匠の登録に異議申立することができる。

2. 異議申立は、所定の手数料の納付を条件とする。

3. 審判部は、異議申立の受領後 14 日以内に、異議申立が 1. 及び 2. の要件を遵守しているか否かを確認する。異議申立が本法及び規則に規定される手続に従って提出されて前記の要件を遵守している場合は、審判部は異議申立を受理し、異議申立の相手方である意匠所有者又はその代理人に異議申立の写し 1 部を伝達する。

4. 異議申立を受けた意匠の所有者又はその代理人は、異議申立の送達日後 3 月以内に異議申立に対する正当な裏付のある答弁書を提出しなければならない。異議申立に対する正当な裏付のある答弁書の提出を怠る場合は、意匠所有者又はその代理人が異議申立の検討への参加を拒絶したとみなされるが、審判部は、これによって異議申立の検討をすることを妨げられない。

5. 審判部は、異議申立の審査後、次の決定の 1 を採択する。

(1) 異議申立を認容し、意匠例の全て又は一部の意匠登録の無効を宣言する決定をする。

(2) 異議申立を却下し、意匠登録を有効のまま存続させる。

6. 異議申立を受けた意匠の所有者若しくはその代理人又は異議申立をした者若しくはその代理人は、異議申立手続に出席しなかったときは、決定がなされた日後 1 月以内に、その決定を決定書の写しと共に書面で伝達される。

7. 審判部による決定は、その採択日後 6 月以内にビリニュス地方裁判所に上訴することができる。

8. 審判部による決定は、国家特許庁の公報に公告される。

第 24 条 国家特許庁における審判請求及び異議申立の審理の手続

審判部が行う審判請求又は異議申立の手続は、公開とする。出願人、第 44 条に規定する者、異議申立を受けた意匠所有者、又は前記の者の代理人は、審判部における審判請求又は異議申立の手続に参加する権利を有する。審判請求及び異議申立の審理手続は、国家特許庁長官が承認した審判請求及び異議申立の審理規則に定める。

第 25 条 意匠登録証

1. 国家特許庁は、異議申立が第 23 条に規定される手続に従って提出されないか、若しくは第 23 条 5. に従って異議申立が却下されたか又は意匠例の一部に関して意匠登録が無効を宣言された場合は、登録意匠の所有者又はその代理人に登録証を交付する。

2. 意匠登録証の様式及び記録される詳細事項は、国家特許庁が定める。

3. 意匠登録証は、リトアニア共和国意匠登録簿への意匠の記入及び登録意匠に関する意匠所有者の排他権を証明する法的書類である。

4. 意匠所有者が意匠登録証を紛失した場合は、請求により、所定の手数料を納付して登録証副本の交付を受けることができる。

第 26 条 リトアニア共和国意匠登録簿

1. リトアニア共和国意匠登録簿は、国家登録簿であり、登録簿は国家特許庁が管理する。
2. 意匠に関する書類及び詳細事項の収集、統合、処理、システム化、保管、使用及び提供の手続は、リトアニア共和国意匠登録簿法により制定する。

第 27 条 リトアニア共和国意匠登録簿の詳細事項

1. 次の詳細事項がリトアニア共和国意匠登録簿に記録され収集されなければならない。
 - (1) 出願の出願日及びその出願番号
 - (2) 意匠物品の名称及びロカルノ分類に従ったその類(副類)
 - (3) 意匠の複製及び例の数
 - (4) 意匠の登録日及びその登録番号
 - (5) 出願人の名称又は個人の姓名及び住所(本拠地)
 - (6) 意匠創作者の個人の姓名及び住所(本拠地)
 - (7) 意匠所有者の名称又は個人の姓名及び住所(本拠地)
 - (8) 登録の満了日
 - (9) 優先日、最初の出願番号、国家コード。ただし、第 11 条 1. に基づいて優先日が付与されている場合に限る。
 - (10) 博覧会の名称、意匠の展示の日。ただし、第 11 条 2. に基づいて優先日が付与されている場合に限る。
 - (11) (代理人が任命されている場合)代理人の個人の姓名及び住所(本拠地)
 - (12) 意匠の登録、使用及び保護に関するその他の詳細事項
 - (13) 詳細事項の変更の理由及び日付
2. 全ての自然人及び法人は、リトアニア共和国意匠登録簿法に規定される手続に従ってリトアニア共和国意匠登録簿の詳細事項を利用する権利を有する。
3. 国家特許庁は、所定の手数料を納付した者の請求により、リトアニア共和国意匠登録簿の抄本を交付する。

第 28 条 出願ファイルの閲覧

1. 意匠出願ファイル及び請求される意匠に関する詳細事項は、第 21 条に規定する方法により国家特許庁の公報における意匠の公告前に公衆に利用可能にしてはならない。
2. 1. の規定は、次の場合は適用されない。
 - (1) 出願人が、出願ファイル及び詳細事項を閲覧することについて第三者に書面による承諾を与える場合
 - (2) 出願に関する情報が、法令により規定された方法で、制限情報を取得する権原を有する裁判所及びその他の国家機関により請求されている場合
 - (3) 先の意匠出願を基礎とする意匠登録に対して異議申立がなされており、異議申立を受けている意匠所有者が、先の出願に関する書類及び詳細事項を開示するよう書面による請求を提出する場合

3. 出願が、第 18 条に従って出願されなかったものとみなされるか、又は第 22 条 1. から 3. までに従って取り下げられたとみなされる場合は、その閲覧は、当該出願をした者の書面による承諾がある場合に限り可能とする。

第 29 条 出願及びリトアニア共和国意匠登録簿における変更の記録

1. 出願人、意匠所有者又はその代理人は、次の事項を国家特許庁に通知しなければならない。
 - (1) 意匠創作者、出願人又は意匠所有者の名称又は個人の姓名又は住所(本拠地)の変更
 - (2) 出願人又は意匠所有者の代理人又はその住所(本拠地)の変更
 - (3) 第 9 条に従って意匠登録が無効を宣言されており、国家特許庁の所見では、補正によって、意匠が本法に規定される要件を遵守し、また、意匠の同一性が維持されることになる場合は、登録出願された意匠又は登録された意匠の補正
 - (4) 意匠例の一覧の限定
 - (5) 出願人又は意匠所有者の全体的又は部分的変更
 - (6) 必要な誤記訂正
2. 出願又はリトアニア共和国意匠登録簿における変更の記録を請求するに当たり、出願人、意匠所有者又はこれらの代理人は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 出願又はリトアニア共和国意匠登録簿における変更の記録の請求
 - (2) 1. (5) 又は(6)に規定する変更の記録を請求する場合は、請求を裏付ける書類
 - (3) 所定の手数料の納付を証明する書類
3. 国家特許庁は、2. に規定する書類の受領後、受領日後 1 月以内にこれら書類を確認し、これらが本法及び規則に規定される要件を満たす場合に限り、出願又はリトアニア共和国意匠登録簿における変更を記録する。
4. 変更は、その記録日から有効となる。リトアニア共和国意匠登録簿における変更の通知は、国家特許庁の公報に公告される。
5. 国家特許庁による誤記は、無償で訂正される。
6. 1. (3)に規定する意匠の補正された形を登録するときは、リトアニア共和国意匠登録簿に、次の何れかの手段により、変更を記入する旨が表示される。
 - (1) 意匠所有者の発意
 - (2) 意匠所有者の権利の一部の取下
 - (3) 裁判所の決定

第 30 条 登録簿からの意匠の削除

1. 意匠は、次の場合、リトアニア共和国意匠登録簿から削除される。
 - (1) 審判部が第 23 条に規定される手続に従って意匠登録の無効を宣言する場合
 - (2) 意匠登録が裁判所の決定によって無効と宣言される場合
 - (3) 意匠登録が第 35 条に規定される手続に従って更新されていない場合
 - (4) 意匠所有者が意匠の登録簿からの削除を請求する場合
2. 国家特許庁は、次の書類の 1 を受領後、リトアニア共和国意匠登録簿から意匠を削除する。
 - (1) 意匠登録を無効と宣言する有効な裁判所決定
 - (2) 意匠所有者の書面による請求
3. 審判部が意匠登録を無効と宣言する決定をした後、又は第 35 条に規定される手続に従っ

て意匠登録が更新されなかった場合は、意匠は、国家特許庁の発意で登録簿から削除される。

4. 登録簿からの意匠の削除の通知は、国家特許庁の公報に公告する。

第31条 国家特許庁に提出する書類の要件

1. 書類は、国語で国家特許庁に提出しなければならない。意匠登録の出願及び意匠登録証交付の申請を除き、書類を国語でない言語で提出する場合は、出願人、意匠所有者又はその代理人は、書類の提出日後3月以内に国語に翻訳された書類を提出しなければならない。

2. 出願人又は意匠所有者を代理する委任状は、書面によらなければならない。また、公証人の確認を受ける必要はない。意匠登録出願が出願人の代理人により提出されたが、第16条4.(1)から(3)までに列挙した書類と共に委任状を提出することを怠った場合は、出願日から3月以内に委任状を提出しなければならない。

3. 国家特許庁に提出された書類は、全ての公認手続を免除される。

4. 出願及び他の書類の特定要件は、規則で定められる。

5. 出願人、意匠所有者又はその代理人が、本法に定める期限内に書類を提出しない場合、又は書類が要件に従って作成されていない場合は、書類は、提出されなかったものとみなされ、行為は行われなかったものとみなされる。

第32条 期限

1. 第18条5.、第19条3.、第20条1.、第22条1.、第23条4.及び第31条1.に規定する期限は、出願人又はその代理人による請求書の提出及び所定の手数料の納付後、1回更新することができるが、最初の期限の満了日後2月を超えてはならない。

2. 出願人、意匠所有者又はその代理人は、逸した期限の更新を、最初の期限の満了日後2月以内に期限の更新の手数料納付の上で申請することができる。期限は、国家特許庁の決定で更新される。

3. 第22条1.に規定する期限は、出願人が守らなかったときは、次の書類の提出によって回復することができる。

(1) 守らなかった期限を回復するための裏付のある請求

(2) 期限を守らなかったことの理由を述べる書類

(3) 期限回復のための所定の手数料の納付を証明する書類

4. 3.に規定する回復は、所定の手数料の時宜を得た納付及び(又は)手数料納付を確認する書類の提出をすることができなかつた理由に係る事情が存在しなくなった時から2月以内であつて、守られなかつた期限の終了後1年以内に、出願人が書類を提出する場合は認められる。

期限の回復は、国家特許庁長官の決定により認められる。

5. 期限の更新又は回復の拒絶は、法に定める方法で裁判所に上訴することができる。

第33条 手数料

手数料の額、手数料納付を要する行為、手数料納付の手続は、工業所有権対象物の登録についての手数料に関するリトアニア共和国の法律によって定められる。

第 III-1 章 意匠の国際登録

第 33-1 条 意匠の国際登録の有効性

1. リトアニア共和国を指定する意匠の国際登録は、ジュネーヴ条約第 10 条(2)に従う登録日から、本法に定める手続に従って登録出願された意匠と同一の法的保護を受ける。
2. 第 33-2 条 1. の規定に続いて、リトアニア共和国における意匠の国際登録の有効性が拒絶されなかった場合、又は当該拒絶が後に撤回された場合は、意匠の国際登録は、1. にいう日から、本法の規定に従って登録された意匠と同一の法的保護を受ける。
3. 意匠の国際登録に関するデータは、国際事務局の国際意匠公報において公告される。
4. 国家特許庁は、リトアニア共和国を指定する意匠の国際登録に関するデータをリトアニア共和国意匠登録簿に記録する。

第 33-2 条 意匠の国際登録の無効

1. 国際登録の対象である意匠例のすべて又は一部が第 9 条の要件を満たさない場合、又は本法に定める手続に従って意匠の国際登録に対する異議申立がなされた場合は、国家特許庁は、ヘーグ協定に基づく規則に定められた期間内に、かつ、そこに定められた方法により、リトアニア共和国における意匠の国際登録の有効性拒絶に係る通知を、当該拒絶の基礎となる全ての根拠の陳述を添えて、国際事務局へ送付しなければならない。当該拒絶は、部分的又は全面的に、国家特許庁がいつでもこれを撤回することができる。
2. リトアニア共和国における意匠例のすべて又は一部に関する国際登録が無効と宣言された場合は、国家特許庁は、このことを国際事務局に通知しなければならない。
3. リトアニア共和国において、意匠の国際登録は、リトアニア共和国におけるその無効宣言の日から無効となる。

第 33-3 条 国際出願

1. ジュネーヴ条約第 3 条の要件を満たす出願人は、国家特許庁を通じ又は国際事務局に対して直接に、国際出願をする権原を有する。国際出願において、保護を申請する国としてリトアニア共和国を指定することができる。
2. 国際出願は、ジュネーヴ条約及びヘーグ協定に基づく規則に規定される要件及び方法に従ってしなければならない。
3. 国際出願が国家特許庁を通じてなされる場合は、同庁は、国際出願日を記入し、かつ、当該国際出願を国際事務局に伝達しなければならない。国家特許庁は、国際出願の審査を行ってはならない。
4. 国家特許庁を通じて行う国際出願の手続は、規則により定められる。

第 33-4 条 意匠の国際登録に適用される特別規定

1. 意匠の国際登録の所有者が、意匠例のすべて又は一部が第 9 条の要件を満たしていないとの理由でリトアニア共和国における意匠の国際登録の有効性を拒絶する国家特許庁の決定に異議を申し立てる場合は、当該人は、決定を受けた日から 5 月以内に意匠の再審査を請求する権原を有する。当該人が所定の期限内に請求を提出しなかった場合は、国家特許庁の決定は、最終的とみなす。

2. 意匠の国際登録の所有者が意匠の再審査の過程で国家特許庁が下した決定に異議を申し立てる場合は、当該人は、決定の送達の日から3月以内に、審判部に審判請求を提出する権原を有する。当該審判請求は、第20条に規定する手続に従って、受理され、考慮され、また、上訴の対象となる。
3. 関係人又はその代理人は、国際事務局の国際意匠公報における意匠の国際登録に関するデータの公告日から3月以内に、意匠の国際登録に対する異議申立を提出しなければならない。異議申立は、第23条1.及び2.の要件を満たさなければならない。
4. 異議申立の対象となった国際意匠登録の所有者又は第16条2.に定める方法で選任されたその代理人は、リトアニア共和国における意匠の国際登録の有効性を拒絶する国際事務局宛での通知に示された日から5月以内に、異議申立に対する正当な応答を提出しなければならない。異議申立への正当な応答を提出しない場合は、異議申立の検討への参加を拒否したものとみなされ、また、審判部が、異議申立の対象となっている国際意匠登録の所有者(又はその代理人)不在のまま異議申立の検討を行うことを妨げない。異議申立の対象となっている国際意匠登録の所有者がその代理人を選任しない場合は、審判部の行った決定は、国際意匠登録の所有者に伝達されない。
5. 国際意匠登録の所有者が許諾したライセンスは、ライセンス契約のデータが第41条に定める手続に従ってリトアニア共和国の意匠登録簿に記録されていない場合は、リトアニア共和国において第三者に対する効力を有さない。
6. 国際意匠登録に関する変更、当該登録の更新、権利の移転及び国際意匠登録に関するその他のデータは、国際事務局により、ジュネーヴアクトに定める手続に従って記録されなければならない。記録の請求は、国際事務局に直接提出しなければならない。
7. ジュネーヴアクト及びヘーグ協定に基づく規則に定めるすべての手数料は、国際事務局に直接納付しなければならない。

第 IV 章 意匠登録の期間

第 34 条 意匠登録の期間

1. 意匠登録の最初の有効期間は、出願日から 5 年とする。
2. 意匠登録の有効期間は、第 35 条に規定する方法で通算して最長で 25 年まで更新することができる。

第 35 条 意匠登録の更新

1. 第 34 条 1. に規定する期間の満了後、意匠登録は、5 年ずつ 4 回更新することができ、出願日から通算して最長で 25 年までとする。
2. 意匠登録は、国家特許庁の決定で更新される。ただし、次の書類が国家特許庁に提出されることを条件とする。
 - (1) 意匠例の全て又は一部についての意匠登録の更新請求
 - (2) 所定の手数料の納付を証明する書類
3. 2. に規定する書類は、4. に規定する場合を除き、意匠登録の満了前 6 月以内に意匠所有者又はその代理人によって提出されなければならない。
4. 意匠登録の更新について、50%の追加手数料を納付したときは、意匠所有者又はその代理人は、意匠登録の有効期間満了後 6 月以内に、2. に定める書類を提出することができる。この場合は、意匠登録は効力を失っていないものとみなされる。
5. 意匠登録の更新に関する情報は、リトアニア共和国の意匠登録簿に記録され、かつ、国家特許庁の公報において公告される。
6. 意匠所有者又はその代理人が、3. 及び 4. に定める期間内に 2. に定める書類を提出しない場合は、意匠登録は更新されず、意匠は、第 30 条に規定される手続に従って削除される。

第V章 意匠登録により付与される権利

第36条 意匠所有者の権利

1. 登録意匠の所有者は、これを使用する排他権を享受し、かつ、登録意匠が知識のある利用者に与える全体的印象が他人の意匠が与えるものとは異なるか否かにより、自己の承諾を得ない他人に、物品若しくはその部品の製造、販売申出、販売、市場化、輸入、輸出、保管及び使用を許可するか又は禁止する排他権を享受する。
2. 意匠登録によって付与される権利の確定に当たっては、意匠を開発する意匠創作者の自由度が考慮されなければならない。

第37条 意匠権によって付与される権利の制限

1. 第36条の規定は、第36条に示す行為が次のとおりである場合は、当該行為を第三者がなすことを禁止するためには適用されない。
 - (1) 個人的な必要を満たすために及び非営業目的でなされる場合
 - (2) 実験目的でなされる場合
 - (3) 引用又は教育の目的で意匠を複製する行為。ただし、これは当該行為が公正な取引慣行に則り意匠の正常な利用を害さず、かつ、出所が記載されている場合に限る。
2. 1.の規定は、前記の行為が公正な取引又は商習慣に則り、意匠所有者の法的利害を不当に害さない場合に限り適用される。
3. 1.に規定する行為に加えて、意匠所有者は、第三者が次の行為をなすことを禁止する権利を有さない。
 - (1) 外国に登録されている船舶、航空機、及びその他の輸送手段が一時的にリトアニア共和国の領域に入るときに、これらにおいて及びこれらの機器において意匠を使用すること
 - (2) (1)に規定する輸送手段の修理の目的で部品及び付属品をリトアニア共和国に輸入すること
 - (3) (1)に規定する輸送手段の修理を行うこと
 - (4) 先使用の権利を行使すること

第38条 先使用の権利

1. 出願日前から又は優先権が主張されている場合は優先日前から、他人の登録意匠を模倣したものでなく独立して開発したものである意匠を善意で使用していた又は使用する準備を完全にしていた者は、これらの者の事業でその活動の目的のために当該使用を継続する又は準備の間に意図していた意匠の使用を継続する権利を有する。
2. 先使用の権利を享受する者は、意匠使用のライセンスを他人に与えることができない。
3. 先使用の権利は、意匠が使用された又はその使用のために準備がなされていた事業の該当部分と共にでなければ移転することができない。

第39条 権利の消尽

意匠登録により付与された権利は、本法に規定する方法で意匠が保護されている物品が意匠所有者によって又はその者の承諾により欧州共同体市場に出されたときは、消尽する。

第VI章 意匠に関する権利の移転，ライセンス許諾及び対物的権利

第40条 出願された意匠又は登録された意匠に関する権利の移転

1. 出願された意匠又は登録された意匠に関する権利は，意匠所有者の事業に関する他の権利と共に又は別個に，契約に基づいて移転することができる。契約に別段の定めがある場合を除き，事業の移転は，意匠に関する権利を含むものとする。
2. 出願された意匠又は登録された意匠に関する権利は，意匠例の一部に関して移転することができる。
3. 出願された意匠又は登録された意匠に関する権利の移転は，移転の当事者の1の請求があればリトアニア共和国意匠登録簿に記録される。これには，次の書類が国家特許庁に提出されることを条件とする。
 - (1) 移転を記録することの請求
 - (2) 移転を証明する書類
 - (3) 所定の手数料の納付を証明する書類
 - (4) 代理人に交付した委任状(該当する場合)
4. 国家特許庁は，3.に規定する書類の受領日から1月の期間内に提出された書類を審査し，書類が本条の要件を満たす場合に限り，出願された意匠又は登録された意匠の移転に関する詳細事項をリトアニア共和国意匠登録簿に記録する。
5. 出願された意匠又は登録された意匠に関する権利の移転は，出願された意匠又は登録された意匠に関する権利の移転に関する詳細事項がリトアニア共和国意匠登録簿に記録された日から有効となる。登録意匠に関する権利の移転に関する詳細事項は，国家特許庁の公報に公告される。

第41条 ライセンス許諾

1. 意匠所有者は，リトアニア共和国の全域又は一部において意匠を使用する排他的又は非排他的ライセンスを第三者に許諾する権利を享受する。
2. ライセンス契約の詳細事項は，ライセンス契約の当事者の1の請求があればリトアニア共和国意匠登録簿に記録されるが，その請求と共に次の書類を国家特許庁に提出しなければならない。
 - (1) 双方の当事者が署名したライセンス契約の締結を証明する書類，又はライセンス契約の公証を受けた抄本
 - (2) 所定の手数料の納付を証明する書類
 - (3) 代理人に交付した委任状(該当する場合)
3. ライセンス契約の締結を証明する書類，又はライセンス契約の抄本には，次の事項を表示しなければならない。
 - (1) 意匠所有者の名称又は姓名及び住所(本拠地)
 - (2) 実施権者の名称又は姓名及び住所(本拠地)
 - (3) ライセンスを付与する意匠の登録番号
 - (4) ライセンスの種類
 - (5) ライセンスの有効期間
 - (6) ライセンスが有効な領域

4. 国家特許庁は、3. に規定する書類の受領日から1月以内に受領した書類を審査し、書類が本条の要件を満たすことを確認した上で、ライセンス契約の締結に関する詳細事項をリトアニア共和国意匠登録簿に記録する。
5. ライセンス契約は、リトアニア共和国意匠登録簿に登録された後に、第三者に対抗する効力を有する。ライセンス契約に関して記入された詳細事項は、国家特許庁の公報に公告される。
6. 意匠所有者は、ライセンス契約の規定に違反する実施権者に対して第36条に規定された権利を行使することができる。
7. 1. から6. までの規定は、サブライセンス契約にも準用される。

第42条 対物的権利

1. 意匠に関する権利は、リトアニア共和国の法律により規定された手続に従って、担保として与え又は差し押さえる(意匠を使用、管理又は処分する権利の一時的制限)ことができる。
2. 担保として与えられた又は差し押さえられた意匠に関する権利について譲渡抵当権登録簿又は財産差押法登録簿の管理者によって通知を受けたときは、国家特許庁は、関連する詳細事項をリトアニア共和国意匠登録簿に記入し、その旨の通知を国家特許庁の公報に公告する。

第 VII 章 意匠登録の無効

第 43 条 意匠登録の無効

1. 第 44 条に規定する者の請求があるときは、意匠登録は、第 9 条及び(又は)第 10 条に規定される理由により裁判所によって無効とすることができる。
2. 意匠登録の無効を宣言する裁判所の有効な決定を受けたときは、国家特許庁は、第 30 条に規定される手続に従ってリトアニア共和国意匠登録簿から意匠を削除する。
3. 意匠登録が無効を宣言された後は、交付された登録証も無効を宣言される。
4. 意匠登録は、これが失効した後又は意匠所有者によって放棄された後も無効を宣言することができる。

第 44 条 意匠登録の無効宣言を請求することができる者

次の者は、意匠登録を無効と宣言することを請求する権原を有する。

- (1) 当該意匠の使用によって権利の侵害を直接受ける者又は管轄当局の職員—第 9 条(3)及び(4)に規定される理由による。
- (2) 意匠権に対する権原を有する者—第 10 条 1. (2)に規定される理由による。
- (3) 登録された又は登録出願された先の意匠の所有者である者—第 10 条 1. (3)又は(4)に規定される理由による。
- (4) 法人の商標、商号又は当該法人のその他の顕著な事業標識の所有者—第 10 条 1. (5)に規定される理由による。
- (5) 創作者又はその権原承継人—第 10 条 1. (6)に規定される理由による。
- (6) 何れかの関係人—第 9 条(1)及び(3)並びに第 10 条 1. (1)に規定される理由による。

第 45 条 意匠例の一部に関してのみの登録拒絶又は登録無効に関する決定

意匠例の一部に関してのみ登録を拒絶する又は登録を無効とする決定がなされる場合は、その登録拒絶又は無効の決定は、当該意匠例にのみ係るものとする。

第 VIII 章 紛争解決、権利の行使

第 46 条 意匠に関する紛争の管轄権を有する機関

1. 審判部は、第 23 条にいう紛争を処理する。
2. ビリニュス地方裁判所は、次に関する紛争を処理する。
 - (1) 審判部の決定
 - (2) 意匠登録の無効
 - (3) 意匠所有者の権利の行使
 - (4) 共同体意匠に関する規則第 79 条から第 92 条までの規定に基づく共同体意匠

第 47 条 権利の行使

1. 出願人、意匠所有者又はこれらの権原承継人は、自己の権利を行使するに際し、また、排他的ライセンスの実施権者は、自己に付与された権利を保護するに際し、法律に規定される手続に従って、裁判所に申請を行い、次を求める権原を有する。
 - (1) 権利の承認
 - (2) 侵害行為の継続を停止させることを意図した差止命令
 - (3) 権利を現に侵害する又は損害をもたらす虞のある行為を実行することの禁止
 - (4) 逸失収益及びその他の被った経費を含む実質的損害に対する補償
 - (5) 本法及び他の法律に定めるその他の救済の適用
2. 侵害行為の継続を禁止することを意図した差止命令、及び権利を現に侵害する又は損害をもたらす虞のある行為を妨げる差止命令を確実に行使できるように、裁判所は、1. にいう者の請求があったときは、侵害者に対し、損害発生の場合の補償を確保するための適切な保証金の供託を命じることができる。
3. 本法により確立された権利の侵害に関して、侵害行為の継続を停止させることを意図した差止命令の又は第 47-4 条に定める矯正措置の適用対象である者の行為に如何なる過失もない場合は、裁判所は、この者の請求により、この者に被害者に対する金銭的補償を支払うよう命じることができる。ただし、本項にいう措置の執行がこの者に不釣り合いな損害をもたらす虞があること、及び被害者に対する金銭的補償が合理的かつ十分なものと思われることを条件とする。
4. 1. にいう者は、自らの権利を行使するに際し、媒介者であって、その者のサービスが第三者により本法で確立された権利を侵害するのに使用された者を相手として、裁判所に差止命令を申請する権原を有する。当該差止命令は、本法により確立された権利の侵害に係る情報伝達の停止若しくは媒介者が技術的に実行可能である場合は、前記権利を侵害する情報の削除、又はこれらの権利を侵害する情報を取得することの禁止を含む。そのような司法決定の遵守は、媒介者に対し、当該情報の保持又は伝達に関する行為又は無為であって、当該決定が有効になる前の状況のものについての責任を免除するものではない。
5. 意匠所有者の権利の侵害に関する事件の審理において、被告は、意匠登録の無効を求めて反訴する権原を有する。
6. 意匠所有者は、裁判所へ申請して、ベルギー王国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、スペイン王国、フランス共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルグ大公国、オランダ王国、オーストリア共和国、ポルトガル共和国、フィンランド共

和国，スウェーデン王国，グレートブリテン・北アイルランド連合王国(欧州連合加盟国)とチェコ共和国，エストニア共和国，キプロス共和国，ラトビア共和国，リトアニア共和国，ハンガリー共和国，マルタ共和国，ポーランド共和国，スロベニア共和国及びスロバキア共和国との間の2003年4月16日協定であって，チェコ共和国，エストニア共和国，キプロス共和国，ラトビア共和国，リトアニア共和国，ハンガリー共和国，マルタ共和国，ポーランド共和国，スロベニア共和国及びスロバキア共和国の加盟条件及び欧州連合が基礎とする協定への調整に関して，チェコ共和国，エストニア共和国，キプロス共和国，ラトビア共和国，リトアニア共和国，ハンガリー共和国，マルタ共和国，ポーランド共和国，スロベニア共和国及びスロバキア共和国の欧州連合法への加盟に関するものの付属書 II(すなわち，加盟法第20条，4.会社法，C.工業所有権という一覧)の共同体意匠に関する規定に従ったリトアニア共和国の領域での共同体意匠の使用に対する差止命令を求める権原を有する。

第47-1条 情報の権利

1. 本法により確立された権利の侵害に関する事件を審理するに際し，裁判所は，原告の正当な請求に応じて，手続の過程において，当事者に対し，本法により確立された権利を侵害する製品(商品)の出所及び流通経路に関する情報，特に次の事項を直ちに提供するように命じることができる。

(1) 本法により確立された権利を侵害する製品(商品)の生産者，製造者，流通業者，供給者その他前所有者並びに当該製品が向けられた卸売業者及び小売業者の名称及び住所

(2) 本法により確立された権利を侵害する製品(商品)について，生産され，製造され，引き渡され，受領され又は発注された量，及び当該製品(商品)につけられた又はつけられる筈であった価格に関する情報

2. 本法により確立された権利の侵害者，その他本法により確立された権利を侵害する製品(商品)を商業規模で所有していた者，本法により確立された権利を侵害するサービスを商業規模で使用していた者又は第三者が使用して本法により確立された権利を侵害することになったサービスを商業規模で提供していた者，及び本法により確立された権利を侵害する製品(商品)の生産，製造又は流通に関与し，又は本法により確立された権利を侵害するサービスの提供に関与している旨を前記の者から指摘されていた者は，1.にいう情報を提供するように命じられることがある。

第47-2条 証拠

1. 合理的に入手でき，自らの主張を支持するに十分な証拠を提示し，かつ，当該主張を裏付けるに当たり，相手当事者の管理下にある証拠を特定した当事者からの申請があったときは，裁判所は，民事訴訟法に定める手続に従って，相手当事者に対し，秘密情報の保護を条件として，当該情報を提出するように命じることができる。裁判所は，相当数の製品又は商品の内の合理的な見本が本法により確立された権利の侵害の合理的な証拠を構成するものとみなす。

2. 本法により確立された権利の侵害が商業規模で，かつ，1.に定める条件の下でなされた場合は，裁判所は，民事訴訟法に定める手続に従って，相手当事者に対し，秘密情報の保護を条件として，銀行，財務又は営業関係の書類を提供するように命じることができる。当該証拠が強力な理由なしに，裁判所の定める期限内に提出されなかった場合，又は証拠の使用が拒否された場合は，裁判所は，提出された証拠に基づいて決定を下す権利を有する。

第 47-3 条 証拠保全のための暫定措置及び措置

1. 証拠保全のための暫定措置及び措置の適用は、民事訴訟法及び本法により規制される。
2. 本法により確立された権利が侵害されていると疑うに足りる十分な根拠がある場合は、裁判所は、民事訴訟法に定める手続に従って、差し迫った侵害行為を妨げ、速やかに侵害行為を終了させ、また、裁判所の最終決定を執行するために必要な暫定措置を適用することができる。すなわち、次の事項である。
 - (1) 人が本法により確立された権利の差し迫った侵害を犯すのを禁止すること
 - (2) 人に対し、本法により確立された権利の侵害を一時的に終了するよう命じること
 - (3) 媒介者が第三者にサービスを提供し、第三者が当該サービスを使用すれば本法により確立された権利を侵害することになる場合において、媒介者にこれを禁じること
 - (4) 製品(商品)が本法により確立された権利を侵害するかもしれない、又は侵害しているのではないかと疑われる場合は、それらを差し押さえ、又は流通経路に入るのを妨げ若しくは流通経路から除去すること
 - (5) 本法により確立された権利を侵害していると疑われる者の財産であって、同人又は第三者が所有するものを、銀行及びその他の信用機関の勘定を含めて、差し押さえること、また、商業規模での侵害の場合は、銀行、財務又は営業関係の書類の提供、又は当該書類の適切な閲覧を命じること
 - (6) 民事訴訟法に定めるその他の措置を適用すること
3. 第 2 段落(1)及び(2)にいう暫定措置が適用されているにも拘らず、侵害が行われており、かつ、その侵害が継続している場合は、裁判所は、侵害を犯していると疑われる者に対し、暫定措置を申請した者が損害発生の場合の補償を確保できるための適切な保証金を供託するよう命じることができる。
4. 裁判所は、暫定措置を申請した者に対し、当該人又は暫定措置適用の利益を受ける者が本法により確立された権利の所有者又は使用者であること、及び申請人の権利が侵害されつつあること又は当該侵害が差し迫っていることを十分な確実性をもって裁判所に納得させるために合理的に入手可能な証拠を提供するよう要求することができる。
5. 裁判所は、ある者が、本法により確立された権利が侵害されており、又は正に侵害されようとしている旨の自己の主張を支持するために合理的に入手可能な証拠を提出した場合において、その者からの申請があったときは、秘密情報の保護を条件として、証拠保全のための暫定措置又は措置を適用し、これにより、主張された侵害に関して関連する証拠を保全することができる。これは、すなわち、次の事項である。
 - (1) 本法により確立された権利を侵害する商品を詳細に記述し、かつ、差し押さえること、又はそれら商品を単に記述すること
 - (2) 本法により確立された権利を侵害する製品、及び該当する場合はこれらの製品の生産及び／又は流通において使用される材料及び器具を差し押さえること
 - (3) 民事訴訟法に規定する他の迅速かつ効果的な暫定措置を適用すること
6. 証拠を保全するための暫定措置及び措置は、特に、遅延があれば回復不可能な損害を申請人にもたらす虞がある場合、又は証拠が廃棄される虞が明白である場合は、被告に通知せず又は聴聞を受けさせることなしに、適用することができる。暫定措置が被告に通知せず又は聴聞を受けさせることなしに適用される場合は、被告は、遅滞なく、すなわち、少なくとも当該措置の執行後に、通知を受けなければならない。当事者からの請求があったときは、聴

聞を受ける権利を含めて、証拠を保全するための暫定措置及び措置は、措置適用の通知後の合理的な期間内に、当該措置を変更し、取り消し又は確認しなければならないか否かを決定する目的で、再検討することができる。

7. 証拠保全のための適用された暫定措置又は措置が裁判所により取り消された場合、それらが申請人による何らかの行為又は無為により失効した場合、本法により確立された権利について如何なる侵害もなく、侵害の脅威もない旨を確認する裁判所の決定が効力を生じた場合、又は証拠保全のための暫定措置又は措置を申請した者が裁判所の定める期間内に訴訟を提起しなかった場合は、被告は、当該措置の適用により生じる損害に対する補償を請求する権原を有する。

第 47-4 条 矯正措置

1. 第 47 条 1. にいう者は、裁判所に申請して、当該人に損害が生じるのを防ぎ、かつ、当該人の権利の保護を保証する(例えば、侵害商品を他の商品に作り直し、又は同様の措置を適用する)ような方法で、製品(商品)を回収し、流通経路から除去するよう請求し、又は本法により確立された権利を侵害していると裁判所が認めた製品(商品)、並びに該当する場合は特定物品の創造又は製造に主として使用される材料及び器具を廃棄するよう請求する権原を有する。

2. 1. にいう措置は、当該措置を申請した者の他の要件に関係なく、その者の権利の侵害の結果として被った損害に対する補償に適用される。当該措置は、侵害の重大性と適用された措置との間の均衡性及び第三者の正当な利益を相殺すること及び考慮に入れることなく、侵害者の費用負担で実行される。

第 48 条 実質的損害の回収

1. 実質的損害の回収手続は、民法及び本法により規制される。

2. 本法により確立された権利の侵害の結果として被った実際の損害(損失)額を査定するに際し、裁判所は、侵害の実体、負わせられた損害の額、逸失収益の額、発生した経費の額及びその他の重要な事情を考慮に入れる。侵害者が挙げた利益は、第 47 条 1. にいう者の請求により、損失として認められる。本法により確立された権利を侵害する商品は、これら権利の所有者からの請求があったときは、当該所有者に移転することができる。

3. 第 47 条 1. にいう者の逸失収益の額は、本法に基づいて保護された意匠が適法に使用されていたならば生じていた筈の収益の額(すなわち、意匠の適法な使用に対して通常支払われるロイヤルティ)、及び収益を挙げるための条件を定めることになった可能性のある具体的事情(権利の所有者により実行された事業、用いられた手段、意匠の使用に関する契約書の締結のための交渉等)を考慮して設定される。

4. 本法により確立された権利の侵害を理由として実際に被った損害(損失)の回収の代わりに、第 47 条 1. にいう者は、侵害者が適法に意匠を使用していた(すなわち、許可を得ていた)ならば発生した筈の支払を請求することができ、また、侵害が故意に又は重過失により犯された場合は、前記の者は、当該支払額の 2 倍まで請求することができる。

5. 侵害者が、知りながら又は知るに足る合理的な根拠を有しながら、本法により確立された権利を侵害する行為をしたのではない(すなわち、当該人の行為に過失がない)場合は、裁判所は、第 47 条 1. にいう者の請求に基づき、侵害者の挙げた利益の回収を命じることができ

る。本法により確立された権利を侵害することにより、侵害者が貯えかつ／又は挙げた総額は、侵害者が挙げた利益とみなされる。侵害者が挙げた利益は、権利の所有者が侵害者と同様な利益を挙げ得たか否かを問わず、確認され、かつ、回収される。侵害者が挙げた利益を確認するに際し、権利の所有者は、侵害者が得た総収入を確認できるような証拠のみを提供しなければならない。侵害者の(経費控除後の)純利益の額は、侵害者がこれを証明しなければならない。

第 48-1 条 司法決定の公表

本法により確立された権利の侵害に関する決定を行う裁判所は、第 47 条 1. にいう者の請求により、侵害者に対し、マスメディア又はその他の手段により決定の全文又は一部を公表することを含め、採用された決定に関する情報を、自費で公表するよう命じることができる。司法決定又は採用された決定に関する情報は、裁判所による別段の判断がない限り、当該決定の発効後に告示することができる。司法決定の公表の方法及び範囲は、この司法決定において定められる。第 47 条 1. にいう者は、侵害者が、採用された司法決定に関する情報又は採用された司法決定そのものを公表するのに必要な金額を、銀行口座に前払いするよう請求することができる。

第 49 条 税関監督措置の適用

欧州連合及びリトアニア共和国の法令に定められる税関監督措置は、製品、商品及び／又はそれらの部品であって、第三国からリトアニア共和国へのその輸入又はリトアニア共和国から第三国へのその輸出が意匠所有者の権利を侵害するとみなされるものに対して適用しなければならない。

第 IX 章 最終規定

第 50 条 経過規定

1. 本法の施行前に登録出願された意匠は、工業意匠に関するリトアニア共和国の法律に基づいて登録される。
2. 本法の施行前に登録された意匠に関する意匠所有者の権利は、本法に基づいて保護される。

第 51 条 政府への提議

政府は、2003 年 1 月 1 日までに本法の規定に関する法令を調和させる。

第 51-1 条 共同体意匠に関する規則の適用

1. 国家特許庁は、共同体意匠に関する規則に基づく中央工業所有権庁とする。
2. 国家特許庁は、共同体意匠に関する規則の適用に関する法令を承認する。
3. 共同体意匠登録出願の国家特許庁を通じての出願後に国家特許庁によってなされる行為の手数料は、工業所有権対象物の登録についての手数料に関するリトアニア共和国の法律及び共同体意匠に関する規則に規定される手続に従って納付する。

第 52 条 法の施行

1. 本法は、第 51 条を除き、2003 年 1 月 1 日に施行する。
2. 第 3 条 2. の規定は、第 3 条 2. に規定する国際条約が発効する時点で有効となる。
3. 本法の施行時に、次の法律は無効となる。
 - (1) 工業意匠に関するリトアニア共和国の法律
 - (2) 工業意匠に関する法律第 5 条を改正するリトアニア共和国の法律
 - (3) 工業意匠に関する法律を第 26 条の 1 をもって補足するリトアニア共和国の法律